

案

八戸市障害福祉計画 (第 4 期計画)

平成 27 年度～平成 29 年度

平成 27 年 3 月

八 戸 市

目次

第1章 障害福祉計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の基本理念と基本目標	2
(1) 基本理念	2
(2) 基本目標	2
3 計画の位置づけと計画期間	3
(1) 計画の位置づけ	3
(2) 計画期間	3
4 計画策定体制	3
5 計画の点検・評価及び進行管理	4
第2章 障がい者の現状	5
1 障がい者手帳所持者等の状況	5
(1) 身体障害者手帳所持者	5
(2) 愛護手帳所持者	6
(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者	7
2 障害支援区分認定者の状況	8
3 特別支援学校卒業者の進路状況	8
第3章 成果目標等に関する事項	9
1 成果目標に関する事項	9
(1) 福祉施設から地域生活への移行促進	9
(2) 精神科病院から地域生活への移行促進	10
(3) 地域生活支援拠点等の整備	11
(4) 福祉施設から一般就労への移行促進	11
2 その他の事項	13
(1) 障がい児支援体制の整備	13
(2) 計画相談の連携強化、虐待防止	14
(3) 発達障がい児者に対する支援体制	15
(4) 難病患者に対する支援体制	15

目次

第4章 障害福祉サービス等の見込量と確保策.....	16
1 障害福祉サービスの見込量と確保策.....	16
(1) 訪問系サービス.....	16
(2) 日中活動系サービス.....	18
(3) 居住系サービス.....	21
(4) 相談支援サービス.....	22
(5) 障がい児支援サービス.....	24
2 地域生活支援事業の見込量と確保策.....	26
(1) 必須事業.....	26
(2) 任意事業.....	39
資料編.....	41
1 第4期障害福祉計画策定経過.....	41
2 八戸市健康福祉審議会 障がい福祉部会 委員名簿.....	42
3 八戸市健康と福祉のまちづくり条例（抄）.....	43
4 八戸市健康福祉審議会規則.....	44

「障害者」の「害」の表記について

「害」は、悪い意味で使われる文字であり不快感があるとの意見もあることから、「障害者」に対する差別や偏見をなくする心のバリアフリーを推進し、ノーマライゼーションの理念の普及を図るため、法律や制度に用いられる場合を除いて、「障害」を「障がい」とひらがなで表記しています。

第1章 障害福祉計画の概要

1 計画策定の趣旨

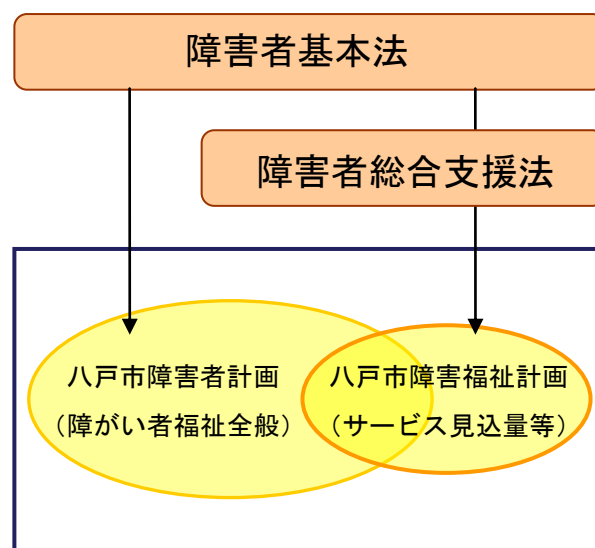
市では、平成10年度に「リハビリテーション」及び「ノーマライゼーション」を基本理念とし、平成11年度から平成19年度までの10か年を計画期間とする「八戸市障害者計画」を策定し、障がい者施策を推進してきました。

この計画を進める中、平成12年度から「介護保険制度」が発足、平成14年度には「精神障害者居宅生活支援事業」が開始、平成15年度からは障がい者福祉サービスが措置から支援費制度に移行、更には平成17年度には「障害者自立支援法」が成立し、障がい者福祉サービスが再編されました。その後も平成25年度に、「障害者総合支援法」としてその内容が一部改正されるなど、障がい者を取り巻く施策や情勢は大きく変化してきています。

このような環境の変化に適切に対応するために、社会情勢や障がい者のニーズを踏まえ、これまで以上に障がい者の自己決定を尊重し、利用者本位の施策を展開させ「障がいのある人もない人も共に生きる社会」を目指すために、平成18年度に「八戸市障害者計画」の見直しを行い、併せて障害者自立支援法に定められている「八戸市障害福祉計画」（第1期計画）を策定し、その後、平成21年度から平成23年度までを計画期間とする第2期計画、平成24年度から平成26年度までを計画期間とする第3期計画を策定しました。

このたび、第3期計画の計画期間が終了することから、平成29年度までの目標を設定し、その目標達成に向けた取組を計画的に推進するために、第3期計画の点検・評価の結果等などを踏まえ、「八戸市障害福祉計画」（第4期計画）を策定しました。

この第4期計画は、障がい福祉の充実に向けて、目標や各サービスの見込量等の設定など、具体的な取組を明らかにした平成29年度までの計画です。



2 計画の基本理念と基本目標

(1) 基本理念

「八戸市障害福祉計画（第4期計画）」は、「八戸市障害者計画」で定めた理念に基づき、障がい者が地域社会の中で自立し、社会参加できるような社会環境づくりを目指します。

(2) 基本目標

① 住み慣れた地域で自立した生活を送るための福祉制度の充実

障がい者が住み慣れた地域の中で、地域の利便性にかかわらず、誰でも必要な福祉情報を得られ、悩み事を気軽に相談できる体制を整備し、サービスを必要とする人が自立して生活することができる制度の充実に努めます。

② 安全で、安心して誰もが快適に暮らせる地域づくり

バリアフリー化を推進し、安全・安心な生活の確保と障がい者等に配慮した生活の支援体制を整備し、誰もが快適に暮らすことができる環境の実現を目指します。

また、障がい者の意欲や能力に応じた就労支援の充実に努めます。

③ 協働のまち、共に生きる社会の環境づくり

行政だけでなく市民や事業者が地域社会の一員として、協働で地域社会を築くよう努めるものとし、障がい者の社会参加のため、ノーマライゼーションの理念のもと、共にふれあい、支えあい、生きる環境の整備に努めます。

3 計画の位置づけと計画期間

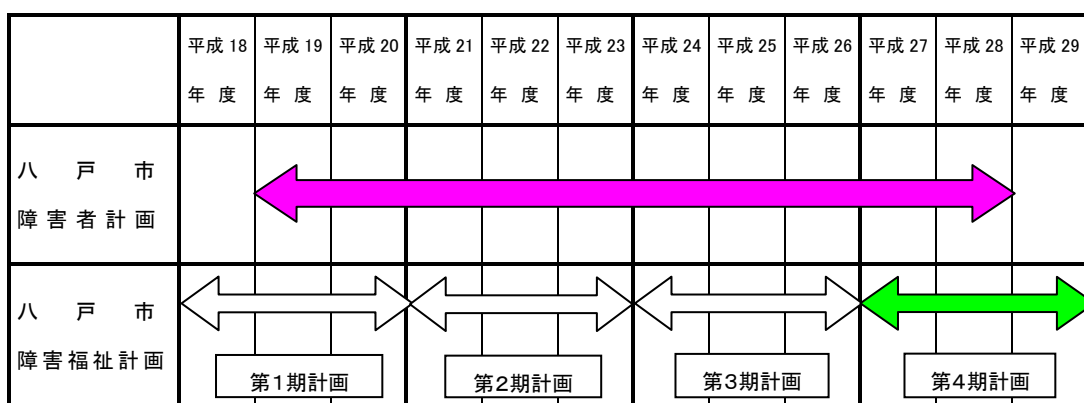
(1) 計画の位置づけ

八戸市障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条に定める、障害福祉サービス等の見込量及びその確保策を定めるものです。

当市においては、「八戸市障害者計画」の基本理念や施策との整合性を図り、策定しています。

(2) 計画期間

第4期計画の期間は、平成 27 年度から平成 29 年度までの3年間で、平成 24 年度から平成 26 年度までの第3期計画を見直したものです。



4 計画策定体制

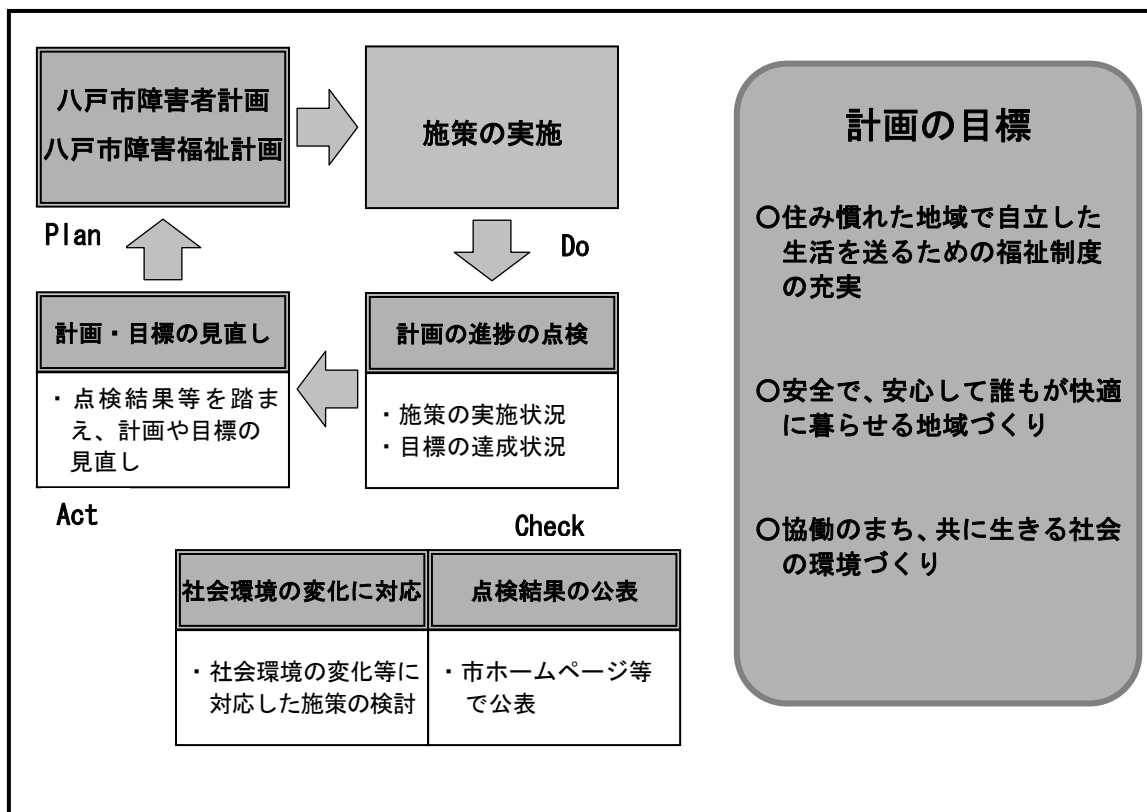
本計画の策定に当たっては、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者及び公募に応じた者からなる「八戸市健康福祉審議会 障がい福祉部会」において審議を行いました。

5 計画の点検・評価及び進行管理

本計画の点検・評価、見直しに当たっては、「八戸市健康福祉審議会 障がい福祉部会」が行います。国の基本指針に基づき、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）のPDCAサイクルにより、年1回中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは計画の変更や事業の見直し等を行います。

また、各年度におけるサービスの供給量及び地域生活への移行、一般就労への移行などの進行管理については、障がい福祉課が行い、「八戸市健康福祉審議会 障がい福祉部会」に報告を行います。

▼計画の点検・評価と見直しの流れ（PDCAサイクルのプロセス）



第2章 障がい者の現状

1 障がい者手帳所持者等の状況

(1) 身体障害者手帳所持者

平成26年3月末の身体障害者手帳所持者は、8,770人となっています。等級別では1級が最も多く手帳所持者の44.1%を占めており、また、障がい種別では肢体不自由が最も多く手帳所持者の54.0%を占めています。

平成20年度と平成25年度の手帳所持者を比較すると全体で約3%の増加となっていますが、内部障がいは約8%の増加となっています。

▼身体障害者手帳所持者（平成26年3月末）

（単位：人）

種別\等級別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	229 (2)	130 (0)	31 (1)	30 (0)	50 (2)	40 (0)	510 (5)
聴覚障がい	26 (0)	203 (11)	54 (3)	83 (1)	2 (0)	162 (6)	530 (21)
言語障がい	8 (0)	3 (0)	50 (0)	17 (1)	0 (0)	0 (0)	78 (1)
肢体不自由	1,608 (60)	980 (40)	660 (7)	1,115 (10)	252 (6)	119 (0)	4,734 (123)
内部障がい	1,999 (28)	15 (0)	383 (11)	521 (10)			2,918 (49)
合計	3,870 (90)	1,331 (51)	1,178 (22)	1,766 (22)	304 (8)	321 (6)	8,770 (199)

※（ ）内は児童を再掲

▼身体障害者手帳所持者の推移（各年度末）

（単位：人）

障がい種別	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
視覚障がい	548	542	516	516	516	510
聴覚障がい	524	518	531	546	541	530
言語障がい	71	70	75	74	73	78
肢体不自由	4,662	4,650	4,654	4,683	4,687	4,734
内部障がい	2,690	2,712	2,755	2,808	2,879	2,918
合計	8,495	8,492	8,531	8,627	8,696	8,770

(2) 愛護手帳所持者

平成26年3月末の等級別愛護手帳所持者は1,766人であり、障がい種別では、重度のA判定が全体の39.7%、中・軽度のB判定が60.3%となっています。

平成20年度と平成25年度の手帳所持者を比較すると、全体で約18%の増加となっていますが、A判定の8.9%増加に対して、B判定は24.1%増加しており、A判定の約3倍近い増加率となっています。

▼愛護手帳所持者（平成26年3月末）

（単位：人）

種別	年齢別	18歳未満	18歳以上	合計
A（重 度）		146	555	701
B（軽・中度）		290	775	1,065
合 計		436	1,330	1,766

▼愛護手帳所持者の推移（各年度末）

（単位：人）

障がい種別	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
A（重 度）	644	650	666	685	695	701
B（軽・中度）	858	894	947	994	1,021	1,065
合 計	1,502	1,544	1,613	1,679	1,716	1,766

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者

平成26年3月末の精神障害者保健福祉手帳所持者は2,189人であり、障がい種別では1級と2級が多く、その合計が全体の約91%を占めています。

平成20年度と平成25年度の手帳所持者を比較すると、全体で約45%の増加となっていますが、1級は39.3%増、2級は46.9%増、3級は75.0%増といずれも高い割合で増加しています。

身体障害者手帳所持者の約3%増、愛護手帳所持者の約18%増に比較し、精神障害者保健福祉手帳所持者が約45%と大幅に増加したのは、障害者総合支援法の施行により、精神障がい者も他の障がい者と同様のサービスを受けられるようになったことに伴い、潜在化していた精神障がいのある人たちが手帳を取得するようになったものと考えられます。

▼精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（各年度末）

(単位：人)

障がい種別	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1級	687	740	812	836	949	957
2級	710	754	794	835	961	1,043
3級	108	120	125	136	188	189
合計	1,505	1,614	1,731	1,807	2,098	2,189

2 障害支援区分認定者の状況

障がい者の福祉サービスには、介護給付や訓練等給付、自立支援医療、補装具、地域生活支援事業などがありますが、居宅介護や生活介護などの介護給付を利用するためには、障害支援区分の認定を受ける必要があります。

障害支援区分の認定を受けている人は、身体障がい者と知的障がい者で全体の92.7%を占めており、精神障がい者は7.3%となっています。

▼障害程度区分認定者数（平成26年3月末）

（単位：人）

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
身体障がい者	6	70	71	46	61	164	418
知的障がい者	9	89	130	93	117	103	541
精神障がい者	8	37	24	6	0	0	75
合計	23	196	225	145	178	267	1,034

3 特別支援学校卒業者の進路状況

本市には、主に肢体不自由児が通う八戸第一養護学校と、主に知的障がい児が通う八戸第二養護学校があります。両校の高等部の卒業生の進路状況は、障害福祉計画のサービス見込量に反映させることが必要なため下表に示します。

▼特別支援学校卒業者の進路状況（卒業年度による区分）

（単位：人）

	八戸第一養護学校					八戸第二養護学校				
	H21	H22	H23	H24	H25	H21	H22	H23	H24	H25
進学・就職			2	2		10	11	6	10	11
就労移行支援	2	1			2	1	4	8	1	11
就労継続支援A型						3	1	4	5	1
就労継続支援B型				3		9	13	12	26	9
自立訓練						1	1	1	3	1
生活介護	2	5	3	5	8	8	8	6	14	11
施設入所(療養介護)	4	3	3	2	7	2	1	2	3	3
在宅その他		1	1		1	4	4	2		1
合計	8	10	9	12	18	38	43	41	62	48

第3章 成果目標等に関する事項

1 成果目標に関する事項

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進

施設に入所している障がい者が、自立訓練等のサービスを利用することで、グループホームや一般住宅に移行し地域生活を送れるようになることを目指します。

このことから、グループホームや一般住宅へ移行する人数を見込み、平成29年度末までに地域生活へ移行する人の数値目標を設定します。

＜国の基本指針＞

- ① 平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績・地域の実情を踏まえて目標設定。
- ② 平成25年度末時点の施設入所者数の4%以上を平成29年度末までに削減することを基本として、これまでの実績・地域の実情を踏まえて目標設定。

■ 施設入所者の地域生活への移行目標

項目	数値	考え方
平成25年度末時点の入所者数 (A)	327人	平成26年3月31日の入所者数
自然退所者数 (B)	12人	(A)のうち平成29年度末までに自然退所(死亡・入院等)する者の見込数
【目標値】地域生活移行 (C)	40人 (12.2%)	(A)のうち平成29年度末までに地域生活へ移行する者の目標数
新たな施設入所支援利用者数 (D)	35人	平成29年度末までに新たに施設入所支援が必要な者の見込数
平成29年度末の入所者数 (E)	310人	平成29年度末の入所者見込数 (A - B - C + D)
【目標値】入所者削減見込み (F)	17人 (5.2%)	差引減少見込数 (A - E)

■ 地域生活移行に向けた取組

障がい者の地域生活移行を進めるため、グループホームの空き情報などの提供や利用できる各種在宅サービスの説明などに努めるとともに、障がいに対する地域住民の理解を促します。

また、施設入所中に利用できる地域移行支援や、施設退所後に利用できる地域定着支援などの地域相談支援サービスの活用を促すとともに、計画相談支援サービスや委託相談支援事業者による24時間体制の相談支援体制等を利用して安心して地域生活に移行できるよう努めます。

(2) 精神科病院から地域生活への移行促進

精神科病院に入院している精神障がい者が、グループホームや一般住宅等に移行し地域生活を送れるようになることを目指します。

<国の基本指針>

- ① 平成29年度における入院後3ヶ月時点の退院率を64%以上とする。
- ② 平成29年度における入院後1年時点の退院率を91%以上とする。
- ③ 平成29年6月末時点の長期在院者数を平成24年6月末時点の長期在院者数から18%以上減少させる。

■ 精神科病院から地域生活への移行促進に向けた取組

精神科病院に入院している精神障がい者の地域生活移行を進めるため、グループホームの空き情報などの提供や利用できる各種在宅サービスの説明などに努めるとともに、障がいに対する地域住民の理解を促します。

また、施設入所中に利用できる地域移行支援や、施設退所後に利用できる地域定着支援などの地域相談支援サービスの活用を促すとともに、計画相談支援サービスや委託相談支援事業者による24時間体制の相談支援体制等を利用して安心して地域生活に移行できるよう努めます。

なお、本項目の成果目標については、県が所管することになるため、本計画では目標を設定しておりません。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

親元からの自立を希望する障がい者に対する支援を進めるため、地域生活への移行、親元からの自立に係る相談、一人暮らしやグループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所（ショートステイ）の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を持つ、地域生活支援拠点等の整備を目指します。

<国の基本指針>

- 平成 29 年度末までに障がい者の地域での生活を支援する拠点等（障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点又は面的な体制）を少なくとも一つ整備することを基本とする。

■ 地域生活支援拠点等の整備に向けた取組

グループホームなどの居住支援機能、コーディネーターを配置して福祉サービス事業所や医療機関と地域連携を行う地域支援機能を有する社会福祉法人等が運営する事業所を地域生活支援拠点として指定し、一定の条件のもと国及び県の施設整備に対する補助等が受けられるよう努めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行促進

就労移行支援事業等を通じ、平成 29 年度末までに福祉施設を利用している障がい者が一般就労する数値目標を定めます。

<国の基本指針>

- ① 福祉施設から一般就労への移行者数を平成 29 年度末までに平成 24 年度実績の 2 倍以上とする。
- ② 就労移行支援の利用者を平成 29 年度までに平成 25 年度と比較して 60%以上増加させる。
- ③ 就労移行率が 30%以上である就労移行支援事業所を平成 29 年度末までに全体の 50%以上とする。

■ 福祉施設から一般就労への移行者数の目標

項 目	数 値	考 え 方
平成24年度の 年間一般就労移行者数	23人	平成24年度に福祉施設から一般就労した者の数
【目標値】平成29年度	50人	平成29年度末までに施設を退所し、一般就労する者の数

■ 就労移行支援の利用者数の目標

項 目	数 値	考 え 方
平成25年度の 就労移行支援の利用者数	76人	平成26年3月31日の就労移行支援の利用者数
【目標値】平成29年度	122人	平成29年度末の就労移行支援の利用者の数

■ 就労移行率が30%以上である就労移行支援事業所の割合の目標

項 目	数 値	考 え 方
【目標値】平成29年度	50%	平成29年度末の就労移行率が30%以上の就労移行支援事業所の割合

■ 一般就労移行に向けた取組

- ① 障がい者の就労を促進するため、相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充等によって、就労を支援するシステムを構築し、就労に向けた支援に努めます。
- ② また、障がい者就労サポーター養成事業や障がい者就労支援団体ネットワーク化事業を実施します。
- ③ 障害者優先調達推進法に基づく調達方針を策定し、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ります。
このことを活かして、就労系サービスを利用する障がい者の工賃増加を図るための環境整備に努めます。

2 その他の事項

(1) 障がい児支援体制の整備

第3期計画では、児童福祉法に基づく障がい児支援への記載は限られていましたが、今後、子ども・子育て支援法に基づく、市町村の子ども・子育て支援計画が作成される予定であることから、第4期計画では、障がい児支援の提供体制の確保に関する事項を定めます。

<国の基本指針>

○ 児童福祉法に定める6つの支援類型（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設）及び障害児相談支援の利用児童数等を「活動指標」とし、市町村において、地域における児童数の推移を踏まえて見込みを立てるよう努める。

■ 障がい児支援体制の整備に向けた取組

国の基本指針のうち、県が所管する障害児入所支援を除く、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援について、医療機関や福祉事業所等と連携を図りながらサービスの提供確保に努めます。

また、市が作成する「子ども・子育て支援計画」と整合性を取りつつ、障がい児支援体制の強化を図ります。

(2) 計画相談の連携強化、虐待防止

計画相談（サービス等利用計画の作成）について、人材の育成支援等を行います。また、障がい者虐待の防止に取り組みます。

<国の基本指針>

- ① 計画相談（サービス等利用計画の作成）については、平成 27 年度以降の利用者数の増加等に応じて更なる体制を確保する必要があり、都道府県・市町村はその役割に応じて、人材の育成支援、専門的な指導助言等、相談支援事業所の充実のための取り組みを効果的に進めること。
- ② 虐待防止については、都道府県・市町村は、障害者虐待の防止と対応に関するマニュアルに沿って、都道府県権利擁護センター、市町村虐待防止センターを中心として関係機関からなるネットワークの活用、虐待事例の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止等に取り組むことが重要であること。

■ 計画相談の連携強化、虐待防止に向けた取組

計画相談の支援体制の充実・強化を図るため、次のことを行います。

- ① 市が委託している相談支援事業者をより機能させ、多様な相談等に対応できるように充実・強化することに努めます。
- ② 協議会の効果的な運営を図るとともに、委託相談支援事業者、指定相談支援事業者及び市で構成する障がい者相談支援事業者連絡会議を定期的開催し、事業者間の連携を強化し、地域における相談支援体制の充実に努めます。
- ③ 計画相談（サービス等利用計画の作成）については、国の緊急雇用創出事業を活用し、障害者特定相談支援員に補助員を配置し、相談支援事業の業務内容等について経験させるなどの人材育成等を行います。

また、虐待防止については、庁内の関係課及び関係機関を含めた「虐待等対策ネットワークシステム」の構築を図り、虐待の防止に努めます。

(3) 発達障がい児者に対する支援体制

平成 17 年、発達障がいの早期発見と早期に発達支援を行うことを目的に発達障害者支援法が施行されました。

当市においても、県の補助を受けて、平成 17 年度から発達障がい者支援体制整備事業を行うなど、発達障がい者への支援に取り組んでいます。

また、発達障がい者手帳という名称での手帳交付制度はありませんが、障がい者手帳を所持していない場合でも、医師の診断書等により発達障がいを確認することができ、サービスの利用が必要と認められる人には、他の障がい者手帳を所持している人と同様に、障害福祉サービスや地域生活支援事業を利用できるよう支給決定を行っています。

学齢期の児童の約 6%に何らかの発達障がいが見られるといわれており、発達障がい児者への支援は大きな課題となっています。

今後も関係機関等との連携を進め、支援体制の整備に努めます。

(4) 難病患者に対する支援体制

平成 25 年度から、障害者総合支援法の対象者に新たに難病患者が加わりました。

障がい者手帳を所持していない場合でも、医師の診断書等により難病であることを確認することができ、サービスの利用が必要と認められる人には、他の障がい者手帳を所持している人と同様に、障害福祉サービスや地域生活支援事業を利用できるよう支給決定を行っています。

第4章 障害福祉サービス等の見込量と確保策

1 障害福祉サービスの見込量と確保策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、訪問を受けて在宅で支援を受けるサービスです。

具体的には、①居宅介護（ホームヘルプ）、②重度訪問介護、③行動援護、④同行援護、⑤重度障害者等包括支援があります。

名 称	内 容
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、掃除等の家事、また外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人に、行動する際の危険を回避するために必要な援護、外出時の支援を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が外出する際に同行し、移動に必要な視覚的情報の支援(代筆代読等)や、排せつ・食事等の介護、その他外出の際に必要な支援を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とし、介護の必要性が著しく高い人に対し、居宅介護等の複数のサービスを包括的にを行います。

※「重度障害者等包括支援」については、平成26年10月1日現在、市内で指定を受けて実施している事業所はありません。

■ サービス見込量

(単位：時間/月)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	実績値	実績値	見込み
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	3,193	3,300	3,400

※ 1か月当たりの時間数

目標設定

(単位：時間/月、人/月)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	時間数	4,500	4,800	5,100
	利用者数	300	320	340

※ 時間数については、1人当たり15時間で算出

障害手帳所持者の増加に伴い、居宅介護サービス等の利用者も年々増加しています。今後は、施設入所者や精神科病院の入院患者の地域移行や介護者の高齢化に伴い、さらに利用が増加していくものと見込まれます。

■ 確保のための方策

障がい者の利用ニーズを把握し、適切なサービスを利用できるように努めるとともに、サービス提供事業者に対し、専門的人材の確保及びその質的向上を図るように働きかけていきます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、入所施設等で昼間の活動を支援するサービスです。具体的には、①生活介護、②自立訓練（機能訓練、生活訓練）、③宿泊型自立訓練、④就労移行支援、⑤就労継続支援（A型）、⑥就労継続支援（B型）、⑦療養介護、⑧短期入所（ショートステイ）があります。

名 称	内 容
生活介護	常時介護を要する人に、日中、施設において入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体障がい者に対し、日中、施設において、一定期間、身体機能向上・維持のためにリハビリテーションを行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がい者又は精神障がい者に対し、日中、施設において、一定期間、生活能力向上のために必要な訓練を行います。
宿泊型自立訓練	知的障がい者又は精神障がい者に居住の場を提供し、一定期間、生活能力等の維持・向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する65歳未満の人に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に対し、雇用契約に基づき、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に対し、生産活動の機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
療養介護	医療を要し、また常時介護を要する人に対し、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護、及び日常生活上の世話をを行います。
短期入所 （ショートステイ）	自宅で生活している障がい者が、介護者の疾病等の理由により自宅で介護を受けられなくなった場合に、短期間、施設に入所し、入浴、排せつ、食事等の介助を受けることができます。

■ サービス見込量

(単位：人日/月)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	実績値	実績値	見込み
生活介護	11,027	11,437	11,900
自立訓練〈機能訓練〉	8	10	10
自立訓練〈生活訓練〉	745	802	860
宿泊型自立訓練	29	34	40
就労移行支援	1,546	1,376	1,300
就労継続支援〈A型〉	2,321	2,098	2,100
就労継続支援〈B型〉	7,646	8,649	9,650
療養介護	42	40	42
短期入所〈ショートステイ〉	336	351	370

※1か月当たりの延利用日数

※宿泊型自立訓練及び療養介護については、1か月当たりの利用者数

目標設定

(単位：人日/月、人/月)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護 [1人当たり20日]	利用日数	13,400	13,800	14,200
	利用者数	670	690	710
自立訓練 〈機能訓練〉 [1人当たり5日]	利用日数	50	50	50
	利用者数	10	10	10
自立訓練 〈生活訓練〉 [1人当たり10日]	利用日数	950	1,000	1,050
	利用者数	95	100	105
宿泊型自立訓練 (1か月当たりの利用者数)	利用者数	40	40	40
就労移行支援 [1人当たり10日]	利用日数	1,300	1,300	1,300
	利用者数	130	130	130
就労継続支援 〈A型〉 [1人当たり15日]	利用日数	2,400	2,400	2,400
	利用者数	160	160	160
就労継続支援 〈B型〉 [1人当たり20日]	利用日数	12,000	12,600	13,200
	利用者数	600	630	660
療養介護 (1か月当たりの利用者数)	利用者数	42	42	42
短期入所 〈ショートステイ〉 [1人当たり6日]	利用日数	480	540	600
	利用者数	80	90	100

障害手帳所持者の増加に伴い、日中活動系サービス等の利用者も増加傾向となっています。

特に介護系サービスの生活介護や短期入所(ショートステイ)については、施設入所者や入院している人の地域移行や介護者の高齢化に伴い、今後も、さらに利用が増加していくことが見込まれます。

訓練系サービスについては、自立訓練(生活訓練)の利用が増えているほか、就労継続支援B型の増加が目立っています。これは、旧知的障害者授産施設の多くの利用者が就労移行支援を利用したものの一般就労に至らず、同サービスを利用することとなったことが原因と考えられます。

また、八戸第二養護学校の卒業生のうち、20名程度が毎年同サービスを利用することから、今後も増加傾向が続くものと見込まれます。

■ 確保のための方策

地域での生活を進めていく上では、日中活動の場が必要となるため、サービス利用希望者を把握するとともに、サービス提供事業者の参入を促進し、事業者と連携して利用希望者に事業者情報を提供します。

(3) 居住系サービス

居住系サービスは、入所施設等で住まいの場としてのサービスです。具体的には、①共同生活援助（グループホーム）、②施設入所支援があります。

名 称	内 容
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間、共同生活を営む住居において、相談、その他の日常生活上の援助を行います。 また、入浴、排せつ、食事等の介護等を行います。
施設入所支援	夜間や休日、施設において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

■ サービス見込量

(単位：人/月)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	実績値	実績値	見込み
共同生活援助 (グループホーム)	214	250	270
施設入所支援	329	327	323

※ 1か月当たりの利用者数



(単位：人/月)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助 (グループホーム)	290	310	330
施設入所支援	318	314	310

※ 1か月当たりの利用者数

平成 26 年度から共同生活援助（グループホーム）と共同生活介護（ケアホーム）は一元化され共同生活援助（グループホーム）となりました。介護者の高齢化により入居希望者が増え、年間数か所が新設されています。今後も同様の傾向が続くものと見込まれます。

施設入所支援については、国の基本指針に基づき既存施設の定数削減が進むことが見込まれます。

■ 確保のための方策

障がいの程度や社会適応能力などにより生活形態を選択できるよう、グループホームの整備を働きかけるとともに、障がいに対する地域住民の理解を促します。

（４）相談支援サービス

相談支援サービスは、障がい者が、福祉サービスを受けるときや、施設や精神科病院から地域移行するときなどに相談を受け支援するサービスです。具体的には、①計画相談支援、②地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）があります。

名 称		内 容
計画相談支援		福祉サービスを受ける障がい者が対象で、専門の研修を受けた相談支援専門員が、障がい者の総合的な相談や福祉サービス申請時のサービス等利用計画案作成、サービス提供事業者との連絡調整等を行います。
地域相談支援	地域移行支援	障がい者支援施設、精神科病院に入所又は入院している障がい者を対象に、住居の確保やその他の地域生活へ移行するための支援を行います。
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

■ サービス見込量

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	実績値	実績値	見込み
計画相談支援	—	470	2,120
地域移行支援	0	0	0
地域定着支援	0	0	0



(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	2,170	2,320	2,370
地域移行支援	20	20	20
地域定着支援	20	20	20

計画相談支援については、平成27年度から、サービス利用者全員にサービス等利用計画を作成することになりました。平成25年度末の障がい者手帳の所持者約12,700人のうちサービス利用者は約2,100名で、障がい者手帳所持者の約17%となっており、障がい者手帳所持者は、毎年約300人増加していることから、今後、毎年約50人程度の新規のサービス利用者が増加することが見込まれます。

また、地域移行支援や地域定着支援については、今後、施設入所者や精神科病院から地域生活への移行を促進するため、利用が増えることが見込まれます。

■ 確保のための方策

障がい特性を理解した相談支援専門員の確保に努め、サービスの充実を図ります。このため、平成27年度は、国の緊急雇用創出事業を活用し、障害者特定相談支援員に補助員を配置し、相談支援事業の業務内容等について経験させるなどの人材育成等を行います。

また、地域移行支援や地域定着支援のサービス内容等について、十分な情報を提供するとともに、サービス提供事業者の確保に努めます。

(5) 障がい児支援サービス

障がい児福祉サービスは、児童福祉法に基づく18歳未満の障がい児に対するサービスです。具体的には、市町村が行う、①児童発達支援、②医療型児童発達支援、③放課後等デイサービス、④保育所等訪問支援の障害児通所支援、⑤障害児計画相談支援と、都道府県が行う、①福祉型障害児入所施設、②医療型障害児入所施設の障害児入所支援のサービスがあります。

名 称		内 容
障害児通所支援 (市町村)	児童発達支援	18歳未満の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練、その他必要な支援を行う。
	医療型児童発達支援	肢体不自由があり理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に対し、児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	小、中、高等学校に就学している障がい児に対し、授業終了後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所その他の集団生活を営む施設に通う障がい児に対し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行う。
障害児計画相談支援 (市町村)		福祉サービスを利用する障がい児に対し、専門の研修を受けた相談支援専門員が、総合的な相談や福祉サービス申請時のサービス等利用計画案作成、サービス提供事業者との連絡調整等を行います。
障害児入所支援 (都道府県)	福祉型障害児入所施設	入所施設において、日常生活の指導等を行う。
	福祉型障害児入所施設	医療施設において、日常生活の指導及び治療等を行う。

■ サービス見込量

(単位：人日/月、人/月)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	実績値	実績値	見込み
児童発達支援	594	732	870
医療型児童発達支援	77	54	70
放課後等デイサービス	2,483	2,818	3,200
保育所等訪問支援	—	—	18
障害児計画相談支援	15	88	367

目標設定

(単位：人日/月、人/月)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援 [1人当たり18日]	利用日数	1,080	1,134	1,188
	利用者数	60	63	66
医療型 児童発達支援 [1人当たり6日]	利用日数	102	108	114
	利用者数	17	18	19
放課後等 デイサービス [1人当たり14日]	利用日数	4,130	4,550	4,970
	利用者数	295	325	355
保育所等訪問支援 [1人当たり1日]	利用日数	18	24	30
	利用者数	18	24	30
障害児計画相談支援	利用者数	372	406	440

障がい児支援サービスについては、障がい児の早期発見、早期療育の観点から、療育サービスを利用する児童が増えています。今後も教育・保健・福祉の関係部署の関係強化が促進され、障がい児支援サービスの利用者は、さらに増加するものと見込まれます。

■ 確保のための方策

医療機関及び保育所等との連携強化を図るとともに、サービス提供事業者の参入を促進し、事業者と連携して利用希望者に事業者情報を提供します。

2 地域生活支援事業の見込量と確保策

地域生活支援事業には、必須事業の①理解促進研修・啓発事業、②自発的活動支援事業、③相談支援事業、④成年後見制度利用支援事業、⑤成年後見制度法人後見支援事業、⑥意思疎通支援事業、⑦日常生活用具給付事業、⑧手話奉仕員養成研修事業、⑨移動支援事業、⑩地域活動支援センター機能強化事業があります。

また、市町村の判断により行う任意事業があります。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、地域社会の住民に対して、障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行うものです。

当市では、理解促進研修・啓発事業として、障がい者就労サポーター養成事業を実施しています。同事業は、障がい者を雇用する企業や就労支援事業所の関係者、市民等を対象として、障がい者就労サポーター養成講座を開催し、障がい者の就労を手助けする人材を育成することを目的としています。

名 称	内 容
障がい者就労サポーター養成事業	障がい者を雇用する企業や就労支援事業所の関係者、市民等を対象として、障がい者就労サポーター養成講座を開催し、障がい者の就労の手助けをする人材を育成します。

■ サービス見込量

	(実施の有無)		
	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 実績
障がい者就労サポーター養成事業	無	有	有



	(実施の有無)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障がい者就労サポーター養成事業	有	有	有

障がい者の就労については、現在、障がい者が希望しても一般就労に結びついていない現状であり、障がい者の就労サポーターの果たす役割は、より重要となってきています。今後も当事業を継続し、障がい者の就労支援を実施していきます。

■ 確保のための方策

委託先事業者と協議しながら、対象者の拡大や研修内容の検討を行い、障がい者の就労をサポートする人材の育成を図ります。

② 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対して支援する事業を行うものです。

当市では、地域住民や福祉関係者を対象に、発達障がいに関する定期的な研修会等を実施している発達障がい者の家族会に補助を行っています。

名 称	内 容
社会福祉団体事業支援補助金	障がい者等の家族会等が自発的に行う活動に対して補助金を交付します。

■ サービス見込量

	(実施の有無)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	実績	実績	実績
社会福祉団体事業支援補助金	無	有	有



	(実施の有無)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
社会福祉団体事業支援補助金	有	有	有

発達障がいについては、平成17年に発達障害者支援法が施行されたことにより一般的に知られるようになりましたが、地域住民や福祉関係者にその特性が十分理解されているわけではありません。当市では、発達障がい者に対する市民の理解を深めるため、発達障がいの家族会が行う研修会等の費用の一部を補助しています。

■ 確保のための方策

今後も、発達障がい者に対する市民の理解を深めることを目的に発達障がい者の家族会に補助を続けていきます。

③ 相談支援事業

相談支援事業は、障がい児者及びその保護者等からの相談に応じ、必要な情報を提供したり、権利擁護のために必要な援助を行います。

具体的には、①障害者相談支援事業、②基幹相談支援センター等機能強化事業、③住宅入居等支援事業（居住サポート事業）があります。

名 称	内 容
障害者相談支援事業	障がい児者の福祉に関する諸般の問題についての相談に応じ、必要な情報の提供及び助言や障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他、障がい者等の権利擁護のために必要な支援を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進を図ります。
住宅入居等支援事業 （居住サポート事業）	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等の支援や家主への相談・助言を通じて、障がい者の地域生活を支援します。

■ サービス見込量

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
		実績値	実績値	見込み
障害者相談支援事業	箇所数	3	3	3
基幹相談支援センター等機能強化事業 (市町村相談支援機能強化事業)	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施の有無	有	有	有



		平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害者相談支援事業	箇所数	3	3	4
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施の有無	有	有	有

障害者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業（市町村相談支援機能強化事業）及び住宅入居等支援事業（居住サポート事業）については、現在、精神科病院を運営する3医療法人へ委託しています。今後は、障がい者の単身化や高齢化に伴い、困難事例が増えることも予想されることから、平成29年度までに、さらに1箇所増やすことが必要と見込まれます。

■ 確保のための方策

障がい者本人や家族などからの相談に応じて、必要な情報や助言を提供するために身近な相談支援の場の確保に努めます。また、困難ケース等への対応など専門的な相談支援の実施体制整備を図ります。

相談支援体制の充実に向けて、相談支援窓口のネットワーク化を図るとともに、情報の共有化に努めます。

④ 成年後見制度利用支援事業

知的障がい者や精神障がい者が成年後見制度を利用する際に、利用に要する費用を補助する事業です。

名 称	内 容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用に要する費用（登記手数料、鑑定費用等）の全部又は一部を補助します。

■ サービス見込量

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	実績値	実績値	見込み
成年後見制度利用支援事業	0	2	2



(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援事業	2	4	6

障がい者の介護者の高齢化等に伴い、今後、成年後見が必要な障がい者が増加することが見込まれます。

■ 確保のための方策

障がい者本人や家族などからの成年後見に関する相談に応じて、必要な情報や助言を提供するために身近な相談支援の場の確保に努めます。また、困難ケース等への対応など成年後見に関する専門的な相談支援の実施体制整備を図ります。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見等を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するための事業です。

名 称	内 容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するため、法人後見実施団体等に研修、その他の支援を行います。

■ サービス見込量

	(実施の有無)		
	平成24年度 実績値	平成25年度 実績値	平成26年度 見込み
成年後見制度法人後見支援事業	無	無	無



	(実施の有無)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度法人後見支援事業	無	無	有

障がい者の介護者の高齢化等に伴い、今後、成年後見が必要な障がい者が増加することが見込まれます。このことから、法人後見実施団体の育成が必要と見込まれます。

■ 確保のための方策

成年後見制度の利用者は、障がい者だけではなく高齢者にも増加しています。今後は、関係課と連携し、法人後見実施団体の育成に資する事業を実施します。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により障がい者等と他の人との意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

名称	内容
手話通訳者設置事業	市庁内に手話通訳者を設置し、意思伝達の援助や情報収集に関すること、その他の福祉に関する支援を行います。
手話通訳者派遣事業	聴覚障がい者又は音声・言語機能障がい者及び聴覚障がい者等とコミュニケーションを図る必要がある人が、手話通訳を必要とする場合に手話通訳者を派遣し、福祉の増進と社会参加の促進を図ります。
要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者又は音声・言語機能障がい者及び聴覚障がい者等とコミュニケーションを図る必要がある人が、筆記を必要とする場合に要約筆記者を派遣し、福祉の増進と社会参加の促進を図ります。
代読・代筆支援員派遣事業	視力障がい者又は知的障がい者が、郵便物等の代読を必要とするとき、又は官公庁等の申請書類等に代筆を必要とするときに支援員を派遣し、福祉の増進と社会参加の促進を図ります。

■ サービス見込量

(単位：件数)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	実績値	実績値	見込み
手話通訳者設置事業(人)	2	2	2
手話通訳者派遣事業	813	1,107	1,200
要約筆記者派遣事業	16	26	30
代読・代筆支援員派遣事業	—	—	—

※ 1年間当たりの件数（手話通訳者は設置人数）

目標設定

(単位：件数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者設置事業(人)	2	2	2
手話通訳者派遣事業	1,200	1,200	1,200
要約筆記者派遣事業	30	30	30
代読・代筆支援員派遣事業	300	300	300

※ 1年間当たりの件数（手話通訳者は設置人数）

手話通訳者派遣事業及び要約筆記者派遣事業は、現状の利用件数で推移するものと見込まれます。

また、視力障がい者や知的障がい者の情報取得又は意思疎通の円滑化を図るための代読・代筆支援員を派遣するサービスが求められています。今後、介護者の高齢化や単身世帯化の進展に伴い、利用者が増加することが見込まれます。

■ 確保のための方策

障がい者団体との連携により、地域における手話通訳者や要約筆記者の把握に努め、サービスの提供体制を整えます。

代読・代筆支援員を派遣できるサービス事業者の把握に努め、派遣制度の構築を行うとともに、事業の周知を図りサービスの利用を促進します。

⑦ 日常生活用具給付等事業

重度の障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とします。

これに該当する用具は、①安全で容易に使用できるもので、実用性が認められるもの、②日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの、③製作や改良、開発の際に障がいについての専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないものという要件を全て満たすものです。

名 称	内 容
介護・訓練支援用具	身体介護を支援する用具や、障がい児者が訓練に要する用具で、特殊寝台や特殊マット、訓練用ベッド等があります。
自立生活支援用具	入浴や食事、移動等の自立生活を支援する用具で、入浴補助器具や歩行補助つえ、頭部保護帽等があります。
在宅療養等支援用具	在宅療養を支援する用具で、透析液加温器や酸素ボンベ運搬車等があります。
情報・意思疎通支援用具	情報収集や情報伝達、意思疎通等を支援する用具で、視覚障がい者用ポータブルレコーダーや盲人用時計等があります。
排せつ管理支援用具	排せつ管理を支援する衛生用品で、ストマ用器具や紙おむつ等があります。
住宅改修費	下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい3級以上の方が、住宅を改修する場合、用具の購入費及び工事費を給付します。(限度額20万円)

■ サービス見込量

(単位：件数/年)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	実績値	実績値	見込み
介護・訓練支援用具	17	19	20
自立生活支援用具	40	45	50
在宅療養等支援用具	25	28	30
情報・意思疎通支援用具	42	28	40
排泄管理支援用具	5,564	5,692	5,700
住宅改修費	7	8	10

※ 1年間当たりの件数



(単位：件数/年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具	20	20	20
自立生活支援用具	50	50	50
在宅療養等支援用具	30	30	30
情報・意思疎通支援用具	40	40	40
排泄管理支援用具	5,700	5,700	5,700
住宅改修費	10	10	10

※ 1年間当たりの件数

日常生活用具の給付件数は、ここ数年間ほぼ横ばいで推移しており、身体障害者手帳の所持者数についても過去5年間は1%程度の増加率であることから、現状で推移するものと見込まれます。

■ 確保のための方策

障がい者が安定した日常生活を送るため、事業の周知を図るとともに、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員を養成する事業です。当市では、八戸市ろうあ協会が行う、手話奉仕員養成事業に補助金を交付しています。

名 称	内 容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

■ サービス見込量

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	実績値	実績値	見込み
手話奉仕員養成研修事業	50	49	50



(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話奉仕員養成研修事業	50	50	50

手話通訳者派遣事業の充実を図るため、今後も手話奉仕員養成研修事業の継続が必要と見込まれます。

■ 確保のための方策

今後も、八戸市ろうあ協会が行う手話奉仕員養成研修に補助金を交付するとともに、手話講習会の周知に努め、手話奉仕員の育成を図ります。

⑨ 移動支援事業

障がい者等が、外出するときの移動を支援します。

名 称	内 容
移動支援事業	屋外での移動が困難な重度の視覚障がい児者、車いす常用の身体障がい児者、知的障がい児者及び精神障がい児者に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

■ サービス見込量

(単位：人、時間/月)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
		実績値	実績値	見込み
移動支援事業	利用者数	75	94	110
	時間数	407	393	400



(単位：人、時間/月)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
		移動支援事業	利用者数	120
	時間数	480	520	560

移動支援事業については、利用者数は増加しているものの利用時間数は、ほぼ横ばいで推移していますが、今後、障がい者の社会参加や余暇活動が促進されることに伴い、利用者数及び利用時間数が増加することが見込まれます。

■ 確保のための方策

障がい者の利用ニーズを把握し、適切なサービスを利用できるよう努めるとともに、サービス提供事業者に対し、専門的人材の確保及びその質的向上を図るように働きかけていきます。

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業（I型）

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図る基礎的
事業に加えて、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の
社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対
する理解の促進を図るための普及啓発等を行います。

名 称	内 容
地域活動支援センター 機能強化事業 I型	基礎的事业に加えて、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解の促進を図るための普及啓発等を行います。

■ サービス見込量

(単位：箇所、人/月)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
		実績値	実績値	見込み
I 型	箇所数	3	3	3
	利用者数	296	175	250

目標設定

(単位：箇所、人/月)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
		I 型	箇所数	3
	利用者数	250	250	250

地域活動支援センター機能強化事業については、現在、精神科病院を運営
する3医療法人へ委託しています。利用数の増減はあるものの、精神保健福
祉手帳の所持者が年々増加していることから、地域活動支援センターの役割
も、より重要になっていくものと考えられます。

■ 確保のための方策

障がいの特性に合わせた活動の場の拡大及び活動内容の充実に努めます。

(2) 任意事業

当市では、任意事業として以下の事業を行っています。

■ 実施事業

名 称	内 容
訪問入浴サービス	歩行が困難で、移送に耐えられない等の事情がある身体障がい児者に対し、訪問入浴車を派遣し、定期的に訪問入浴サービスを行うことによって、身体の清潔保持、心身機能の維持等を図ります。
日中一時支援事業	家族の就労支援のため及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に、障がい児者を一時的に預かります。
社会参加促進事業	
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	「愛の輪レクリエーション事業」として、八戸市手をつなぐ育成会が行う、愛の輪レクリエーション事業に補助金を交付しています。
自動車運転免許取得・改造助成事業	身体障がい者が就労等に伴い、自動車を改造する場合に改造に要する費用の一部について補助します。

■ サービス見込量

(単位：箇所、人、回、件)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
		実績	実績	見込み
訪問入浴サービス	利用者数	13	15	17
日中一時支援事業（年間）	利用者数	112	205	225
	回数	5,254	7,284	8,000
社会参加促進事業				
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施件数	1	1	1
自動車運転免許取得・改造助成事業	実施件数	4	5	10

目標設定

(単位：箇所、人、回、件)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
		訪問入浴サービス	利用者数	20
日中一時支援事業（年間）	利用者数	250	250	250
	回数	9,000	9,500	10,000
社会参加促進事業				
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施件数	1	1	1
自動車運転免許取得・改造助成事業	実施件数	10	10	10

訪問入浴サービス及び日中一時支援事業については増加傾向ですが、その他の事業については横ばいとなっており、今後も同程度の数値で推移すると見込まれます。

■ 確保のための方策

障がい者の利用ニーズを把握し、適切なサービスを利用できるよう努めるとともに、サービス提供事業者に対し、専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけていきます。

資料編

1 第4期障害福祉計画策定経過

平成26年 8月22日	第1回 障がい福祉部会	・ 計画の骨子の検討
平成26年 9月	アンケート調査	・ 代読・代筆サービスに係るアンケート調査の実施
平成26年 10月31日	第2回 障がい福祉部会	・ 計画（案）の検討
平成27年 1月 日	第3回 障がい福祉部会	・ 計画（案）の承認
平成27年 3月 日	健康福祉審議会	・ 計画（案）の策定報告

2 八戸市健康福祉審議会 障がい福祉部会 委員名簿

任期 平成25年6月26日～平成28年6月25日

	氏名	団体・役職	区分
部会長	浮木 隆	八戸市社会福祉協議会事務局長	福祉関係者
副部会長	藤川 優里	八戸市議会民生常任委員会委員長	学識経験者
	蛭田 由美	八戸学院短期大学看護学科学科長	
	小笠原 裕美子	三八地区特別支援連携協議会会長	
	熊谷 輝	八戸市医師会会員	保健医療関係者
	青柳 元記	青森県精神保健福祉協会評議員	福祉関係者
	東山 国男	八戸市身体障害者団体連合会会長	
	阿部 弘子	八戸市手をつなぐ育成会会長	
	前田 淳裕	八戸市自閉症児（者）親の会特別理事	
	熊谷 満美子	公募	公募に応じた者

3 八戸市健康と福祉のまちづくり条例（抄）

第4章 健康福祉審議会

第32条 市は、健康福祉施策の円滑な推進を図るため、八戸市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ健康福祉施策の基本的事項を調査審議し、その結果を答申する。
- 3 審議会は、健康福祉施策の基本的事項について必要があると認めるときは、市長に対して意見を述べることができる。
- 4 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員をもって組織する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 保健医療関係者
 - (3) 福祉関係者
 - (4) 地域支援関係者
 - (5) 公募に応じた者
 - (6) 関係行政機関の職員
 - (7) その他市長が必要と認める者
- 5 前項の委員の定数は、30人以内とする。
- 6 審議会は、その運営に当たっては、子ども・子育て会議と相互に資料を提供する等、健康福祉施策の円滑な推進が図られるよう配慮しなければならない。
- 7 前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

4 八戸市健康福祉審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八戸市健康と福祉のまちづくり条例（平成19年八戸市条例第11号）第32条第7項の規定に基づき、八戸市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、この規則の施行後最初に招集すべき審議会又は新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき審議会の会長の職務は、市長が行う。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会に、健康福祉施策に関する専門の事項を調査審議するため、部会を置く。

2 部会の名称は、次のとおりとする。

- (1) 健康・保健部会
- (2) 介護・高齢福祉部会
- (3) 障がい福祉部会
- (4) 社会福祉部会

3 審議会は、前項に掲げるもののほか、必要に応じて部会を置くことができる。

4 部会は、審議会の会長が指名した委員（次条第1項の規定により専門委員が置かれた場合にあっては、当該専門委員を含む。以下この条及び第7条において同じ。）をもって組織する。

5 部会に、部会長及び副部会長各1人を置く。

- 6 部会長及び副部会長は、当該部会に属する委員の互選によって定める。
- 7 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 8 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 9 部会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。ただし、部会長は、この決議事項を次の審議会の会議において報告しなければならない。
- 10 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委嘱」とあるのは「指名」と、「市長」とあるのは「審議会の会長」と読み替えるものとする。

(専門委員)

第6条 審議会は、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査及び審議が終了したときは、解任されるものとする。

(分科会)

第7条 部会に、特定の事項を調査審議するため、必要に応じて分科会を置くことができる。

- 2 介護・高齢福祉部会に置く分科会の名称は、次のとおりとする。
 - (1) 地域密着型サービス運営委員会
 - (2) 地域包括支援センター運営協議会
- 3 分科会は、当該部会に属する委員のうちから、部会の部会長が指名した者をもって組織する。
- 4 分科会に分科会長及び副分科会長各1人を置く。
- 5 分科会長及び副分科会長は、当該分科会に属する委員の互選によって定める。
- 6 分科会長は、分科会の会務を掌理する。
- 7 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 分科会の決議はこれをもって部会の決議とすることができる。ただし、分科会長は、この決議事項を次の部会の会議において報告しなければならない。
- 9 第4条の規定は、分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と、「委嘱」とあるのは「指名」と、「市長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(資料の提出の要求等)

第8条 審議会、部会又は分科会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉政策課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会、部会及び分科会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第29号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月20日規則第61号）

この規則は、平成25年7月1日から施行する。ただし、第5条第2項第4号の改正規定（同号を第3号とする部分を除く。）は、公布の日から施行する。

八戸市障害福祉計画（第4期計画）

発行 平成27年3月
企画・編集 八戸市福祉部
福祉事務所 障がい福祉課
〒031-8686 青森県八戸市内丸1丁目1番1号
TEL (0178) 43-9343
FAX (0178) 22-4810
e-mail : shogaif@city.hachinohe.aomori.jp
市ホームページ <http://www.city.hachinohe.aomori.jp/>